

移動等円滑化取組計画書

2021年3月9日

住所	大阪府豊中市寺内2丁目4番1号
事業者名	北大阪急行電鉄株式会社
代表者名	取締役社長 内芝 伸一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① 旅客施設の整備に関する事項

駅の段差解消に関して、2019年12月の時点では全3駅（千里中央駅、桃山台駅、緑地公園駅）で整備を完了している。また、2020年3月には死角による乗降客の扉挟みを防止するため、全ホーム柵に乗降検知表示灯を新設し、保安度を向上させている。

駅トイレについても、2019年7月時点では、全3駅（千里中央駅、桃山台駅、緑地公園駅）で整備を完了している。

また、全3駅ホームにおいて、視覚障害者の転落を防止する可動式ホーム柵の設置と併せてホームの嵩上げ並びに車両とホームの隙間の整備を完了している。現在、延伸工事中の2駅については、移動等円滑化基準に適合となるように設計を進めている。

② 車両の整備に関する事項

当社保有車両7編成のうち5編成は旧基準では適合となるが、大規模改修工事、改修工事または車両更新時に併せて新基準に適合させていく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 情報提供に関する事項

可変式情報表示装置については、各駅において改札付近に旅客案内情報表示装置（液晶ディスプレイ）をホームには行先案内表示装置（LEDディスプレイ）を設置している。

② 旅客支援、教育訓練等に関する事項

- ・各駅において車椅子やベビーカーをご利用のお客様からの要請がある場合は、階段の昇降に際して、補助を行うことができる体制を整えている。
- ・鉄道事業部運輸課（現業）においては、サービス介助士の資格取得を推奨している（96%が取得済み）。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
8000 形車両 9000 形車両 (南北線)	8000 形 2 編成の大規模改修若しくは新造車への更新(時期未定) 8000 形 1 編成、9000 形 4 編成の改修(時期未定)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・人員配置の工夫 ・よびだしインターホンの設置	・全駅に旅客支援に対応できる駅員を配置し、高齢者、障害者等の支援ができる体制を整えている。 ・2011 年度より係員が他の業務についている場合等に当該駅または遠隔室（千里中央駅）の係員と通話できる設備を設けることで、遠隔で旅客の誘導が行えるようにしている。また、2020 年 6 月からこれまで対応に時間を要していたインターホンでの耳の不自由なお客様への対応について、迅速に対応できるように全インターホンに耳マークカードを設置していく。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページの活用	ホームページのトップ画面に「バリアフリー設備のご紹介」のページを設けて、都度更新を行っている。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体と連携した研修の実施 ・ 障害者の接遇に関する民間資格の取得促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事実施時には自治体協力のもと随時、障害者団体とバリアフリー機能のチェック（バリアフリーチェックシステム等）を継続実施する。 ・ 鉄道事業部運輸課（現業）の社員のサービス介助士資格取得を推進する。（取得については一部会社負担）。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ HP 多言語案内の充実（日英中韓 4か国語）
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
8000 形車両 9000 形車両 (南北線)	8000 形 1 編成、9000 形 4 編成の改修(時期未定)	新基準が適用されたため

Ⅴ その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。